

地震防災対策基準

津軽海峡フェリー株式会社

地震防災対策基準

平成 27 年 3 月 20 日 新 設

令和 8 年 4 月 1 日 改 訂

津 軽 海 峡 フ ェ リ ー 株 式 会 社

目 次

第 1 章	総則
第 2 章	防災体制及び情報伝達
第 3 章	点検及び整備
第 4 章	船舶の運航中止及び避難等
第 5 章	教育、訓練及び広報

別表 1	地震防災対策本部編成表
別表 2	地震防災対策本部の要員の職務
別表 3	各対策部の所掌
別表 4	現地防災対策部各班の任務
別表 5	地震発生後の業務
別表 6	情報の伝達経路
別表 7	防災対策実施状況通報一覧表
別表 8	備蓄品・救助用資機材一覧
別表 9	避難経路図
別表 10	運航基準図

第1章 総則

第1条 (目的)

この基準は、安全管理規程第3条5項に基づき、地震が発生した場合又は津波警報等若しくは地震に関する情報等が発せられた場合に実施する措置並びに地震に係る防災訓練並びに地震防災上必要な教育、訓練及び広報に関する事項を定め、地震防災対策を迅速かつ的確に実施し、人命の安全確保と被害の軽減を図ることを目的とする。この基準は、当社社員、派遣社員、臨時職員（以下「社員」という）及び出入りする全ての者に適用する。

第2条 (地震防災対策実施上の基本方針)

地震防災対策は、次に掲げる基本方針のもとに、原則として次章以下に定めるところにより実施するものとし、これによることが不適当な不測の事態が生じた場合には、事態に即応した最善の措置をとるものとする。

- (1) 人命の安全確保を最優先とする。
- (2) 社員は旅客の安全確保と避難誘導を最優先とし、これに努める。
- (3) 関係機関と相互に密接な連携をとりつつ全力をあげて対処する。

第3条 (適用)

この基準は、当社が営む航路のうち次の航路に適用する。

- (1) 函館～青森航路
- (2) 函館～大間航路
- (3) 室蘭～青森航路

第2章 防災体制及び情報伝達

第4条 (地震防災対策本部の設置)

- 1 地震が発生した場合（小さな揺れで、業務等（船舶の運航を含む）に支障がないと判断できる場合を除く。）若しくは津波警報等が発せられた場合（以下「地震発生時等の場合」という。）には、地震防災対策本部（以下「対策本部」という。）を設置するものとし、その組織及び編成を別表1「地震防災対策本部編成表」のとおりとする。
- 2 対策本部の名称は適宜定めるものとする。
- 3 対策本部の編成表は、航路、船舶、要員等の実態に即して定めるものとする。組織の関係者の職名、氏名及び連絡方法、上位者の不在若しくは連絡不能等の事態の場合の権限委任の順位（運航管理関係者名簿による）はあらかじめ定めておくものとする。

第5条 (職務及び権限の委任)

対策本部の要員の責務及び各対策部の所掌業務は、別表2「地震防災対策本部の要員の職務」、別表3「各対策部の所掌」のとおりする。

第6条 (現地防災対策部における各班編成)

現地地震防災対策部の立上げと同時に、被災した本社・支店・関係会社の現地防災対策部長、現地旅客対策部長は、別表4「現地防災対策部各班の任務」に定める各班を編成し、召集する。

第7条 (地震対策応援隊の編成)

- 1 本部長は、地震発生後、直ちに、被災した本社・支店・関係会社から地震対策応援隊（以下「応援隊」という）を編成し、現地防災対策部へ派遣する。
- 2 応援隊は、現地対策部長の指揮下に入る。
- 3 応援隊長は、本社の場合は課長以上とし、支店の場合は支店長とする。
- 4 応援隊の編成は、上記現地防災対策部の各班と同じ構成とする。

第8条 (地震発生後に被災事業所で行う業務)

地震発生後は、別表5「地震発生後の業務」に定める業務を行う。

第9条 (情報の伝達経路)

- 1 地震等に関連する情報の伝達経路は、別表6「情報の伝達経路」のとおりとする。
 - 2 (副) 運航管理者(本社、支店の防災対策部長)と船長との連絡は、船舶電話、携帯電話、携帯型無線機及びトランシーバー等により行う。
- ※ 各電話が規制により、船・陸間での連絡が不通になった時は、無線機に一斉に切り換える。

第10条 (非常連絡)

- 1 緊急の医療援助、消防、又は警察を必要とする場合の、社員からの消防本部・署及び警察署への連絡は、別表7「防災対策実施状況通報一覧表」により最寄りの消防本部・署及び警察署に行うものとする。
- 2 非常連絡は、原則として別表6「情報の伝達経路」によるものとする。

第11条 (旅客に対する情報の伝達)

- 1 本社及び支店の旅客対策部長並びに船長は、地震等に関連する情報を乗船待合所の旅客及び船内の旅客に対し、速やかに伝達し周知する。
- 2 地震等に関連する情報の伝達にあたっては、次の事項に留意し、旅客の混乱を招かないよう配慮する。
 - (1) ラジオ又はテレビ等により情報を確認し正確を期するとともに、旅客が直接ラジオ又はテレビ等を視聴できるよう考慮する。
 - (2) 船舶の運航方針等をあわせ伝達する。
 - (3) 市町村長等からの居住者等に対する避難の指示又は勧告が出ている場合には、避難場所、避難経路その他避難の要領を教示する。
 - (4) 非常の場合の避難要領、救命胴衣の格納場所及び着用方法を周知・徹底する。

第12条 (被災社屋における避難計画)

- 1 避難場所の判断
防災機関の避難指示がなくても、被災社屋内に留まることが危険と判断される場合には、本部長が避難の判断を行い、本避難計画に基づき各対策部長に命じて、社員を避難させる。
- 2 避難の単位
旅客・訪問者等の避難誘導を最優先し、旅客対策部員がこれを行う。 職場の避難は部署ごとに行う。
- 3 避難場所の選定と掲示
一時集合場所と広域避難場所を選定し、その地図を事務所内に掲示する。
- 4 避難時の混乱の防止
対策部員は携帯用拡声器、メガホン、ロープ等を携行し、常に社頭で職員を誘導し、混乱防止を主眼に適切な誘導、案内を行うものとする。エレベーターは運転を停止する。
- 5 避難時の人員を確認
各部長・支店長は避難開始時に管理下にある避難者の点呼をとる。
- 6 行方不明者・外出者の把握
各部長・支店長は避難終了後にも点呼をとり、行方不明者が出た場合には、対策本部に届け出る。 また、各部長・支店長は外出者の数を把握し、対策本部に届け出る。
- 7 社員等の退社・残留の指示
現地対策部長が決定し、指示を行う。

第3章 点検及び整備

第13条（平常時の点検及び整理）

- 1 運航管理者及び船長は、あらかじめ起終点又は寄港地及びその周辺の海域並びに第17条に定める避難予定海域及び避難予定港湾につき、海図をはじめ、事前に把握しうる津波に関する情報、港湾施設の状況、漁具の設置状況等の資料を収集し、船内その他の必要な場所に備え付けておくものとする。事前に把握しうる津波に関する情報は、次のものを含むものとする。
 - (1) 大規模地震を想定して予測される水位の変動、津波の流向・流速及び到達時間
※ 海上保安庁の津波防災情報図を参照。この情報を勘案するにあたり、必ずしも想定地震のとおりに津波が来襲するものでないことに注意すること。
 - (2) 各港湾の津波対策協議会等で定められている津波発生時の船舶の対応
- 2 避難予定海域及び避難予定港については第1項に定める情報、船舶の航行区域、航行条件等を勘案して選定するものとする。
- 3 運航管理者及び船長は、情報の収集及び確認のため船内その他の必要な場所にテレビ等を備え付け、常に使用可能な状態に整備しておくものとする。

第14条（震災予備対策）

本社・支店・関係会社の防火責任者は、地震災害を防止または軽減するため、次の対策を実行し、定期的に状況を確認する。

- (1) キャビネット、書棚、ロッカー、コピー機等の転倒防止
- (2) 現金・小切手、重要書類等は耐火金庫に保管する。
- (3) 火気使用設備・器具からの出火防止
- (4) 危険物等の流出、漏えい防止
- (5) 高所に置かれた重量物がある場合には、低所に移動または確実に固定する。
- (6) 別表8「備蓄品・救助用資機材一覧」に記載される備蓄品、救助用資機材を確保するとともに、定期的に点検する。

第15条（津波警報発令時等の場合の点検及び整備）

船長は、津波警報等若しくは地震に関する情報等が発せられたことを知った場合には、情報を把握し、津波到達まで時間的余裕があり、かつ、避難に要する時間を十分確保できる場合には、船体、機関、救命・消防設備等の点検を行い、特に船内移動物の固縛及び危険物の保管に万全を期するものとする。

第4章 船舶の運航中止及び避難等

第16条（運航中止）

地震発生時等（津波警報等発令時）の場合は、原則として直ちに運航を中止する。ただし、地震等の影響を受けるおそれのない安全な港へ向けて航行中若しくは直ちに安全な港へ向けて出港しようとしている場合、又は津波注意報発令時において、港の安全を確認し船舶の運航に支障が無いと判断した場合はこの限りではない。

第17条（運航中止後の船舶の避難及び保安）

第16条の規定に従い運航を中止した時点において、着舷中の場合は安全を確認し、旅客の取扱い（乗下船の必要性等、以下同じ。）を判断したうえで、下記（1）～（3）のいずれか、また、航行中の場合は直ちに、下記（1）または（2）のいずれかにより避難及び保安措置を講ずる。

- (1) 概ね函館・室蘭・青森・大間沖合の他船の交通の妨げとならず、かつ、津波による被害のおそれのない広い海域へ避難し、航走、漂泊又は錨泊のうえ所要の保安措置を講ずる。
- (2) 函館港又は青森港並びに室蘭港等、次の全ての事項が確認できる港へ避難する。この場合にあっては、状況変化に対応しいつでも移動、避難できるよう、航海要員を配置し、機関用意をしておくものとする。

- イ) 津波警報等が発令されていない、又は地震予知情報により津波のおそれがないとされていること。
 - ロ) 港長による交通規制（入港の制限又は避難の勧告）がなされていないこと。
 - ハ) 港湾管理者による港湾施設の使用制限がなされていないこと。
 - ニ) 市町村長等による居住者等に対する避難の指示又は勧告がなされていないこと。
- (3) 係留を継続する場合には、係留索の増取り、錨の投入等係留を強化するなど十分な保安措置を講ずるものとする。

第18条 (運航中止後の旅客の取扱い)

運航を中止し、旅客を下船させた場合又は乗船させない場合であって、当該港について市町村長等の居住者等に対する避難の指示又は勧告されている等旅客の避難が必要とされるときに避難要領については、あらかじめ関係市町村長と協議すること。

第19条 (避難先等の通報)

船長は、第17条により避難した場合には、速やかに運航管理者に対し、避難位置、避難後の状況等を通報するとともに、以後の連絡を密にするものとする。また、運航管理者は、これを運輸局等その他の関係機関へ別表7「防災対策実施状況通報一覧表」により通報するものとする。

第20条 (避難時の留意事項)

第17条による避難を行う場合には、次の事項に留意し、万全の保安措置を講ずるものとする。

- (1) 他の避難船等も多く、混雑が予想されるので衝突等を避けるため、操船には慎重を期すること。
- (2) 狭い水道や港口付近を航行中津波が来襲すると圧流による偏位や舵効の変更のため乗揚、衝突等の危険も考えられるので、見張、船位確認の徹底、機関用意、錨用意等十分な保安措置を講ずること。
- (3) 錨泊中津波が来襲すると振回りや走錨による他船との接触や乗揚等の危険も考えられるので、錨鎖の伸長、第二錨の使用、機関用意等の措置をとること。

第21条 (運航の再開)

第16条により運航を中止した船舶は、津波警報等が発せられている場合にはこれが解除され、かつ、使用港湾につき安全が確認される等運航再開に支障がないと認められた場合には運航を再開する。

第22条 (地震発生後の旅客の下船)

第17条により旅客を乗船させたまま海上へ避難した場合であって、地震が発生し、津波が去った後、第21条による確認ができず、短時間で運航を再開する見込みがない場合には、港湾施設の損傷状況、水深等を慎重に確認し、安全な港へ入港して旅客を下船させる等の措置を講ずるものとする。この場合において、津波は、必ずしも第1波が最大振幅をもって来襲するとは限らないということに留意するものとする。

第23条 (発災後の措置)

旅客、乗組員、船舶等に被害が生じたときには、安全管理規程の事故処理基準の定めるところにより措置するものとする。

第5章 教育、訓練及び広報

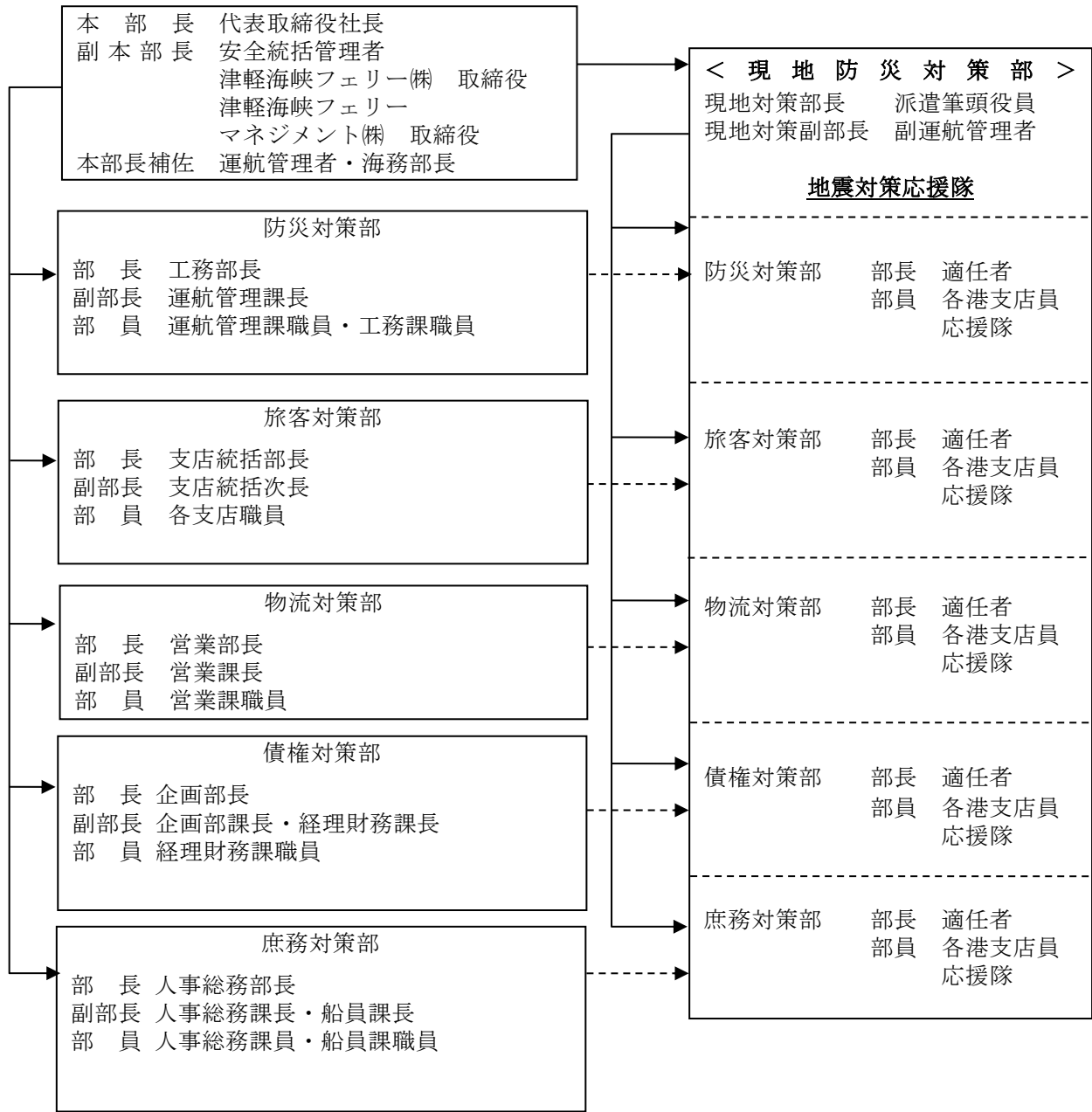
第24条（地震防災に関する教育及び訓練）

- 1 運航管理者及び管理部は、当社単独に又は関係機関若しくは関係事業者と共同して地震防災に関する教育及び訓練を計画的に実施するものとする。
- 2 地震防災に関する教育については、特に次の事項に重点をおいて実施するものとする。
 - (1) 地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
 - (2) 地震及び津波に関する一般的な知識（発せられる地震に関する情報の内容及びこれに基づきとられる措置の内容を含む）
 - (3) 地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
 - (4) 職員等が果たすべき役割
 - (5) 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
 - (6) 今後地震対策として取り組む必要がある課題
- 3 地震防災に関する訓練の計画は、特に次の事項に重点をおいて実施するものとする。
 - (1) 地震等に関する情報の収集
 - (2) 従業員、旅客等の避難に関する事項
 - (3) 旅客に対する広報
 - (4) 資機材等の点検

第25条（地震防災に関する広報）

経営トップは、地震発生時の場合の運航及び避難に関する計画、下船した旅客の避難場所、避難経路等を示す図面等をあらかじめ乗船待合所に掲示するよう各支店長に指示しておくとともに、これらを記載したパンフレットを船内その他の場所に備え付けておくものとする。

地震防災対策本部編成表（地震防災対策基準第 4 条）



- 注 1 上表は地震の発生及び津波警報が発せられた場合における地震防災対策本部の編成である。
- 注 2 地震の発生及び津波警報が発せられた場合、各対策部に津軽海峡フェリー(株)、津軽海峡フェリーマネジメント(株)の各部が一体となって参加する。
- 注 3 債権対策部の経理財務課及び庶務対策部の人事総務課は津軽海峡フェリーマネジメント(株)に所属している。
- 注 4 地震対策応援隊は、津軽海峡フェリーマネジメント(株)の人事総務課職員及びその他関係社員で編成する。
- 注 5 現地対策部の各部長は、現地対策部長が状況に応じて適任者を指名する。

地震防災対策本部の要員の職務

1. 地震防災対策本部員の職務

職名	職務
本部長	本部長は、地震防災対策の実施方針を定め、その地震防災対策業務全般を統括し、本部員を指揮・監督する。
副本部長	副本部長は、本部長の定める地震防災対策の基本方針に従い、本社・支店及び各関係会社の地震防災対策処理業務を調整し、本部員を指揮して本部長を補佐すると共に、本部長が指揮を取れない場合は、その職を代行する。
本部長補佐	本部長補佐は、本部長の諮問に応じ地震防災対策の実施方針の策定に参画すると共に、本部長の特命事項の処理、及び、本支店・関係会社での対策の実施につき助言及び支援を行い、本部長を補佐する。 船長との連絡を確保し、運航中止、避難等に関し船長との協議にあたりとともに、船長に対する指示及び情報の伝達・支援を行う。
各対策部長	各対策部長は、部員を指揮して所管の地震防災対策処理業務を実施し、業務の進捗状況を逐次本部長に報告する。
各対策部員	各対策部員は、各対策部長の命を受け、所管の地震防災対策処理業務を実施する。

2. 現地防災対策部員の職務

職名	職務
現地対策部長	現地対策部長は、地震防災対策の基本方針に基づき現地地震防災対策処理方針を定め、現地各対策部長を指揮して現地における地震防災対策処理業務を統括し、業務の進捗状況につき逐次本部長に報告する。
現地対策副部長	現地対策副部長は、現地対策部長の定める現地地震防災対策処理方針に従い、各部課の対策処理業務を調整し部員を指揮して、現地対策部長を補佐すると共に、現地対策部長が指揮を取れない場合は、その職を代行する。
現地各対策部長	現地各対策部長は、部員を指揮して所管の地震防災対策処理業務を実施し、業務の進捗状況につき逐次現地対策部長に報告する。
現地各対策部員	現地各対策部員は、現地各対策部長の命を受け所管の地震防災対策処理業務を実施する。

- 対策本部の要員は、地震発生時等の場合には、ラジオ又はテレビ等によりこれを確認するとともに、速やかに本社又は支店に集合する。
- 本部長又は現地対策部長が不在又は連絡不能であってその職務を遂行できない場合には、第 4 条の権限委任の順位に従い、業務に従事することができる者のうち、上位の者がその職務を代行する。

各対策部の所掌

対策部名	職務
防災対策部	- 地震の実態の把握並びに救助に必要な情報の収集、分析、整理、及び伝達を行う。 - 被災社員を救助し、負傷者に対する応急措置及び救護を行う。 - 使用港湾(運航中止後の避難予定先の港湾及び海峡を含む)における交通規制、港湾施設の使用制限、市町村長等による避難の指示等の状況を調査する。 - 船長との連絡を確保し、運航中止、避難等に関し船長との協議に当たると共に、船長に対する情報の伝達・支援を行う。 - 関係機関へ必要な手配をし、又、連絡を行う。 - 被災社員の近親者等への被災状況を連絡する。 - 対策本部へ地震の発生状況及び被災状況を逐次報告する。 - 本社・支店及び関係会社の社員本人及び家族の安否確認を行い、本部長及び危機管理委員会に報告する。 - 被災社員及び被災社員の家族に対する世話をする。 - 帰宅困難社員の世話をする。 - その他防災対策に必要な事項を行う。
旅客対策部	- 被災旅客を救助し、負傷者に対する応急措置及び救護を行う。 - 旅客を安全な場所に避難誘導し、地震発生状況等の情報を伝達すると共に、混乱を防止する措置を講ずる。 - 被災旅客の身元を確認し、被災者名簿を作成し、本部長及び対策本部に報告する。 - 被災旅客の近親者等への被災状況を通知する。 - 被災旅客及び被災旅客の近親者に対する世話をを行う。 - 今後の欠航等の運航予定を伝達する。 - 運賃・料金の払戻しを行う。 - 旅客に係わる補償の要求を整理し、その対応につき対策本部に委ねる。 - その他旅客対策に必要な事項を行う。
物流対策部	- 運行中の全車両（備車を含む）の位置を把握し、地震発生状況と被災状況を連絡し、地震発生地域へ向かう全車両の乗務員に停止を命ずる。 - 地震被災地域走行中車両の乗務員の被災状況を確認し、負傷者に対する応急措置及び救護を現地対策部長へ要請する。 - 乗務員に死傷者が発生した場合は、乗務員の近親者等に被災状況を通知する。 - 地震被災地域走行中車両搭載貨物の被災状況を把握し、運送委託者へ連絡する。 - 今後の運航中止等の運航予定を運送委託者へ連絡する。 - 被災搭載貨物の補償の要求を整理し、その対応につき対策本部に委ねる。 - その他物流対策に必要な事項を行う。
債権対策部	- 全取引先宛の売掛債権 POSITION を把握し、その中から地震発生地域に本拠地或いは重要な支店にある取引先、及び、当該地域との重要取引のある取引先を割り出し、それらに対する売掛債権 POSITION の算出に努める。 - 上記問題発生取引先に対する売掛債権については期日経過が予想されることから、取引先毎にその後の支払条件を定め、対策本部に申請する。 - 被災取引先宛期日経過売掛債権については、その状況に応じ、対応を定め、対策本部に申請する。
庶務対策部	- 対策本部の編成に関する社内・関係会社への周知を行う。 - 地震防災対策に緊急に必要な資金及び資機材等の手配を行う。 - 現金、小切手、重要書類等の保全を確認する。

	• 本支店・関係会社の建屋・設備の被災状況を纏めて、対策本部に報告する。 • 本部の経理を管理する。 • 本部員の健康管理に留意する。 • 見舞い及び弔慰を手配する。 • その他庶務に関する事項を行う。
各対策部員	• 各対策部員は、各対策部長の命を受け、所管の地震防災対策処理業務を実施する。

現地防災対策部各班の任務

災害発生時の任務分担		構成員	人員
総括班	1. 現地対策部長の補佐 2. 現地防災対策部の設置 3. 各班への命令伝達 4. 各班への情報提供及び災害現場への誘導 5. 食料・飲料水等の支給準備 6. その他指揮統制上必要な事項	班長 副班長 班員	1名 1名 若干名
情報連絡班	1. 非常用通信装置の立ち上げ 2. 消防機関への通報及び通報確認 3. 館内への非常放送及び避難誘導の指示、命令 4. 関係者への連絡及び報告 5. 被害情報の把握	班長 副班長 班員	1名 1名 若干名
消火班	1. 出火場所に直行し、消火器または屋内消火栓に消火作業 2. 職場社員が行う消火作業への指示 3. 消防機関との連携及び補佐 4. 重要書類等の保全	班長 副班長 班員	1名 1名 若干名
被災社員支援班	1. 出火階及び上層階に直行し、避難開始の指示命令の伝達 2. 避難場所への誘導 3. 非常口の開放及び開放の確認 4. 避難上障害となる物品の除去 5. 未避難者、要救助者の確認及び本部への報告 6. ロープ等による警戒区域の設定 7. 従業員・社員等の退社 8. 衛生管理(ごみ処理)及びその統括	班長 副班長 班員	1名 1名 若干名
工作班	1. 火災発生地区へ直行し、防火シャッター、防火戸の閉鎖 2. 非常電源の確保、ボイラー等危険物施設の供給、運転停止 3. エレベーター、エスカレーターの非常時の措置 4. 衛生管理(仮設トイレの設置)及びその統括 5. 建築物・設備の点検、応急修理 6. 被害状況の調査 7. 食料・飲料水等の支給	班長 副班長 班員	1名 1名 若干名

地震発生後の業務

1) 初動対応業務

項目	内容及び留意事項
①直後の対応	- 地震発生直後は、各社員が自分自身の安全を守ることを周知徹底しておく。 - 地震を感じたらまず、海岸から離れ急いで近くの高台あるいはコンクリートビルの2階以上へ一時避難する。（近海で大きな地震が発生すると津波予報と同時に津波が来襲することもある為） - 火気使用設備・器具のすぐそばにいる職員は、直ちにガスの元栓、器具栓等の閉止及び電源遮断を行う。各火元責任者は、速やかにその状況を確認する。 - 職場の長は生き残った社員を確認し、初動対応が出来る者、救護が必要な者を迅速に把握する。 - 機器類、書棚などの下敷きになった者を救助する。（救助資機材の種類は「表8」の通り） - 建物の下敷きなどの事故と同時に火災が発生した場合は、火勢を抑えることを優先する。
②対策本部の立上げ	- 勤務時間内に発災した場合には、本部長はその構成員を事業所内に集合させる。 - 時間外に発災した場合または事業所に立ち入りが困難な場合には、対策本部を設置する場所に集合させる。
③緊急通信手段の確保	対策本部はあらゆる手段(NTT の災害時優先回線電話、公衆電話、無線機、トランシーバー等)をこうじて社内間及び会社外部との連絡につとめること。
④救護所の設置・運営	- 対策本部は負傷者の救護のために、安全かつ負傷者を搬送しやすい環境に救護所を設置し、次の業務を行う。 ➤ 応急手当 ➤ 負傷者の搬入・搬送 ➤ 負傷者リストの作成

2) 人的サポート業務

項目	内容及び留意事項
①避難誘導	「避難計画」にもとづき避難及び誘導を行う。
②人的被害状況の把握	- 社員及び家族の安否と所在について確認する。 - 安否の確認に際しては、外部にいる者、自宅にいる者、被災社屋にいる者の分類をして所在（現在と将来）をできるだけ明確にしておく。 - 対策本部は社員全員の安否が確認できるまで交代制で24時間体制を敷く。 - 社宅、社員の家屋などの被災状況（人的被害も含む）についても調査する。 - 社員の安否や所在について家族、親戚の問い合わせに対応できるよう現地の対策本部と協力する。但し、内外部への発表は本部長に任せる。
③対策本部等への連絡	- 把握した人的被害は速やかに対策本部に連絡する。 - 対策本部に必要な人的・物的応援を要請する。
④食料・飲料水の支給準備	- 対策部員は備蓄品の保管場所から必要な物品及び資機材を搬出し、食料及び飲料水等の支給準備を開始する。 - 対策本部は応急修理等に必要な緊急物資の調達または手配を行う。
⑤食料・飲料水等の支給	対策部員は対策本部の班員及び帰宅困難な社員に対して食料及び飲料水等の支給を行う。

3) 衛生管理業務

項目	内容及び留意事項
①衛生管理	- 汚染を防ぐための特別な対策についての指示がない限り、絶対に危険ゴミ類にふれてはいけない。危険ゴミ類とは、血液、吐瀉物、排泄物等で他のゴミと違う場所に保管する。 - 常にゴム手袋や安全ゴーグルなどを着用する。液体は手につきやすく、目に入る危険もある。
②ゴミ処理	食べカスなど通常のゴミ用のゴミ箱やポリ袋を設置、取り替えを行う。

4) 緊急対応業務

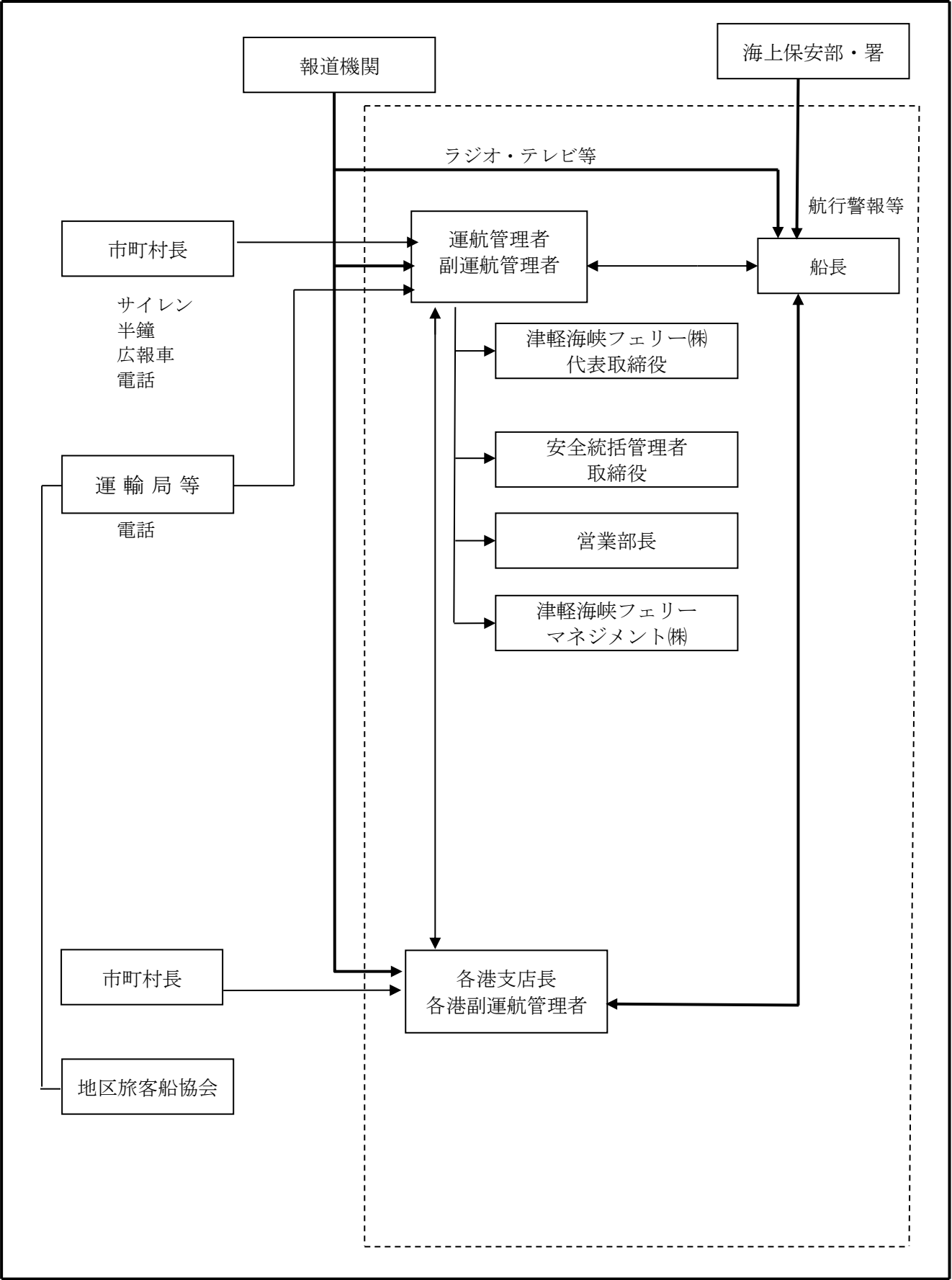
項目	内容及び留意事項
①被害状況の把握	対策部員は建物、設備、備品等会社の資産に関する被害の概要を把握し、現地防災対策部に報告する。
②地震情報の把握	事業所の周辺の地震被害の状況を実地またはラジオ、テレビ等により把握し、現地対策本部に報告する（交通、火災情報を含む）。
③出火防止の措置	- 対策部員は、各区域の火気使用設備・器具等の使用停止及び停止確認をするとともに、その結果を対策本部に報告する。 - 設備等の緊急停止、保安措置 - 危険物の取扱いは直ちに中止する。 - 稼動している設備は手動で緊急停止させる。 - 地震によって自動停止した設備は完全に停止する。 - 停止状態が数日続いても安全なように保安措置をする。 - 火気使用設備・用具の使用停止と確認 - 可燃性蒸気の流出を防ぐ。 - 電気設備等については、電源を切る際のスパークなどにより引火、爆発するおそれがあるため、むやみにスイッチを操作しない。 - タバコの火、ガスの点検、電気器具等のスイッチ等、火の始末を忘れず速やかに行う。 - やむを得ないものを除き、火気設備等の使用停止。 - 使用火気の安全確認、監視員及び消火器等の配置。
④初期消火	- 対策部員は火災が発生した場合は消火器を使用し初期消火に努める。手に負えない場合は避難優先とする。 - 対策部員は火災を発見または通報を受けたときには消防署にも必ず責任を持って通報すること。電話が使用できない場合は駆けつけ通報する。 - 対策部員は最低2人1組で出動し消火にあたる。消火不能と判断された場合は、その旨現地防災対策部に報告する。 - 対策部員は火災や煙の拡大を遅らせるために防火扉を閉鎖する。避難誘導が平行して行われている場合には、逃げ遅れた者がいないことを確認する。

⑤遺体の処理	• 死者が出た場合には、大会議室を仮安置場所とする。 • 遺体回収作業では、犠牲者の詳細な記録を取る。 • 会社敷地外に遺体を移動した場合、その行き先を記録する。 • 遺体に付ける名札には以下の情報を記録する。 1. 発見現場 2. 日時 3. 発見者氏名 4. 犠牲者の氏名（確認できれば） 5. 犠牲者の氏名を確認した人の氏名 6. 犠牲者の身元を確認するために使ったもの（ID、写真付名札、運転免許証など） 7. 死因 8. 化学物質による汚染などの可能性や、それに関連する注意事項
⑥退社	• 対策本部の指示にもとづき、社員の退社を実施する。

5) 応急復旧業務

①緊急点検・応急修理	• 対策部員は速やかに建築物や設備などを点検し、危険がある場合には応急に修理を行う。その結果は対策本部に報告する。 • 早期にタンク等のコックやバルブを閉め、内容物が漏洩した場合には栓などを使用して亀裂、破損した場所をふさぐ。 • 清掃及びがれきなどの撤去活動。この活動の目的は、がれきや破片による負傷、危険・有害物の流出・漏洩、その他地震の間接的な影響を発見除去、処分することである。
②顧客・取引先の被害状況の把握	• 対策部員は各部から顧客や取引先の被災状況について報告を受け、対策本部に報告する。
③復旧のための建築物及び構築物等の被害確認	• 対策部員は建築物、設備などの被害を復旧の観点から詳細に調査し、対策本部に報告する。 • 対策本部は調査に基づき、施設復旧に必要な資機材の調達及び復旧方法について準備を開始する。
④危険物・有害物の管理	• 対策本部にて管理を行う。
⑤施設立入制限及び施設警備	• 対策部員は危険な施設の立入禁止措置を講じるとともに、社員及び第三者が立ち入らないよう施設警備の手配をする。（立入禁止札、休業のご案内など）
⑥重要書類の保全	• 現金、小切手、有価証券、重要書類等は、直ちに耐火キャビネットなどの安全な場所に保管する。 • 対策部員は所定物品の搬出、格納を行う。 • 搬出格納先の状態を確認する。 • 二次災害の発生に十分注意する。 • 立入に際して警察や消防等関係機関の許可が必要な場合もあるので注意する。 • 交通情報に注意する。
⑦近隣の被害状況	• 対策部員は継続して被災社屋近隣の被害状況を把握するとともに、当社ができる協力について対策本部に報告する。 • 自分の職場はもちろんのこと、その職場内での対応が終わり余力があるときには地域住民と協力して積極的に火災の拡大防止、けが人の救護などを行う。

情報の伝達経路



防災対策実施状況通報機関一覧表

■海上保安部・署

名 称	住 所	電話番号	呼出名称
海上保安庁	東京都千代田区霞ヶ関2-1-3	03-3591-6361	
第一管区海上保安本部	北海道小樽市港町5-2	0134-27-0118	ホッカイトウホアン
函館海上保安部	北海道函館市海岸町24-4	0138-42-4312	〃
室蘭海上保安部	北海道室蘭市入江町1-13 室蘭地方合同庁舎4階	0143-23-3132	〃
第二管区海上保安本部	宮城県塩釜市貞山通3-4-1	022-363-0111	シオカマホアン
青森海上保安部	青森県青森市青柳1-1-2	017-734-2421	〃

執務時間は常時。【事件、事故発生時は、局番なしの「1 1 8 番」】

■運輸局

名 称	住 所	電話番号
国土交通省海事局 安全政策課	東京都千代田区霞ヶ関 2 - 1 - 3	03-5253-8653
北海道運輸局	北海道札幌市中央区北 2 条西19丁目8番 札幌第4合同庁舎 東館	011-290-2773
函館運輸支局	北海道函館市西桔梗町 5 5 5 番 2 4	0138-49-9901
室蘭運輸支局（入江町庁舎）	北海道室蘭市入江町 1 番地 室蘭地方合同庁舎	0143-23-5001
東北運輸局	宮城県仙台市宮城野区鉄砲町 1	022-791-7511
青森運輸支局	青森県青森市大字浜田字豊田139-13	017-739-1501

※青森運輸支局は代表番号のみの為、音声ガイダンスに従い「1番」をプッシュした後に「4番」をプッシュで海事部門につながる

■警察署

警察署名	住 所	電話番号
函館西警察署	北海道函館市海岸町 1 1 - 2 7	0138-42-0110
室蘭警察署	北海道室蘭市東町 4 - 2 7 - 1 0	0143-46-0110
青森警察署	青森県青森市安方 2 - 1 5 - 9	017-723-0110
大間警察署	青森県下北郡大間町大字大間字大間平 2 0 - 9 1	0175-37-2211

■消防本部・署

消防本部・署名	住 所	電話番号
函館市消防本部	北海道函館市東雲町 5 - 9	0138-22-2142
室蘭市消防署	北海道室蘭市 2 - 2 8 - 7	0143-43-0119
青森中央消防署	青森県青森市長島 2 - 1 - 1	017-775-0855
大間消防署	青森県下北郡大間町大字大間字大間平20-164	0175-37-3107

■医療機関

名 称	住 所	電話番号
市立函館病院	北海道函館市港町 1 丁目10-1	0138-43-2000
函館五稜郭病院	北海道函館市五稜郭町38-3	0138-51-2295
市立室蘭総合病院	北海道室蘭市山手町3-8-1	0143-25-3111
製鉄記念室蘭病院	北海道室蘭市知利別町1-45	0143-44-4650
青森県立中央病院	青森県青森市東造道2-1-1	017-726-8111
青森市民病院	青 森 市 民 病 院	017-734-2171
国民健康保険 大間病院	青森県下北郡大間町大字大間字大間平20-78	0175-37-2105

備蓄品・救助用資機材一覧

備蓄品一覧

備蓄品目	点検頻度
飲料水	毎月
非常用食料（缶詰・乾パン・インスタントラーメン等）	毎月
医薬品（殺菌消毒剤・火傷薬、整腸剤・止血剤・絆創膏等）	毎月
救急セット（止血剤・包帯・ガーゼ・三角巾・脱脂綿・ナイフ・はさみ・ピンセット・体温計・副木・毛布等）	毎月
懐中電灯・予備乾電池・ローソク・マッチ・ライター	毎月
携帯ラジオ（携帯用テレビ）・予備乾電池	毎月
携帯用拡声器・トランシーバー・予備乾電池	毎月
ヘルメット	毎月
衣類等（タオル・下着・寝袋・テント・防寒衣・防水シート・長靴・運動靴等）	毎月
暖房器具・用品・洗面用具・衛生・排泄関連用具・用品	毎月

※ 飲料水及び非常食は、帰宅困難時等により事業所内に留まることが予想される社員の数を満たす数量を確保する。

救助用資機材等一覧

救助・救出用資機材等品目	点検頻度
シャベル、つるはし、はしご	毎月
ジャッキ、バール	毎月
ハンマー、のこぎり、カッター	毎月
金てこ、鉄パイプ	毎月
ロープ、ビニール袋	毎月
ヘルメット、軍手（または皮手袋）	毎月
担架、毛布等	毎月
非常用照明器具	毎月

津軽海峡フェリー各港 避難マップ（函館/青森/大間）

■ 函館港 フェリーターミナル

< 津波避難 >

【避難先 (Evacuation area)】

北海道大学 水産学部
 ホッカイドウダイガク スイサンガクブ
 Hokkaido University

【距離 (Distance)】

約 800m
 徒歩10分 (10 minutes walk)

< 自然災害等・指定避難所 >

【避難先 (Evacuation area)】

港中学校



■ 青森港 フェリーターミナル

< 津波・自然災害等・指定避難所 >

【避難先 (Evacuation area)】

青森市立 沖館中学校
 アオモリシリソ オキダテチュウガッコウ
 Okidate Junior high school

【距離 (Distance)】

約 1,600m
 徒歩20分 (20 minutes walk)



■ 大間港 フェリーターミナル

< 津波・自然災害等・指定避難所 >

【避難先 (Evacuation area)】

大間町総合開発センター
 オオママチ ソウゴウカイハツセンター
 Oma Community Center

【距離 (Distance)】

約 700m
 徒歩 9分 (9 minutes walk)



津軽海峡フェリー各港 避難マップ（室蘭/青森/函館）

■ 室蘭港 フェリーターミナル

< 津波避難 >

【避難先 (Evacuation area)】

沢町会館
サワチョウカイカン
Sawamachi Hall

【距離 (Distance)】

約 1300m
徒歩16分 (16 minutes walk)

< 自然災害等・指定避難所 >

【避難先 (Evacuation area)】

旧室蘭駅舎、室蘭建設会館



■ 青森港 フェリーターミナル

< 津波・自然災害等・指定避難所 >

【避難先 (Evacuation area)】

青森市立 沖館中学校
アオモリシリソ オキダテチュウガッコウ
Okidate Junior high school

【距離 (Distance)】

約 1,600m
徒歩20分 (20 minutes walk)



■ 函館港 フェリーターミナル

< 津波避難 >

【避難先 (Evacuation area)】

北海道大学 水産学部
ホッカイドウダイガク スイサンガクブ
Hokkaido University

【距離 (Distance)】

約 800m
徒歩10分 (10 minutes walk)

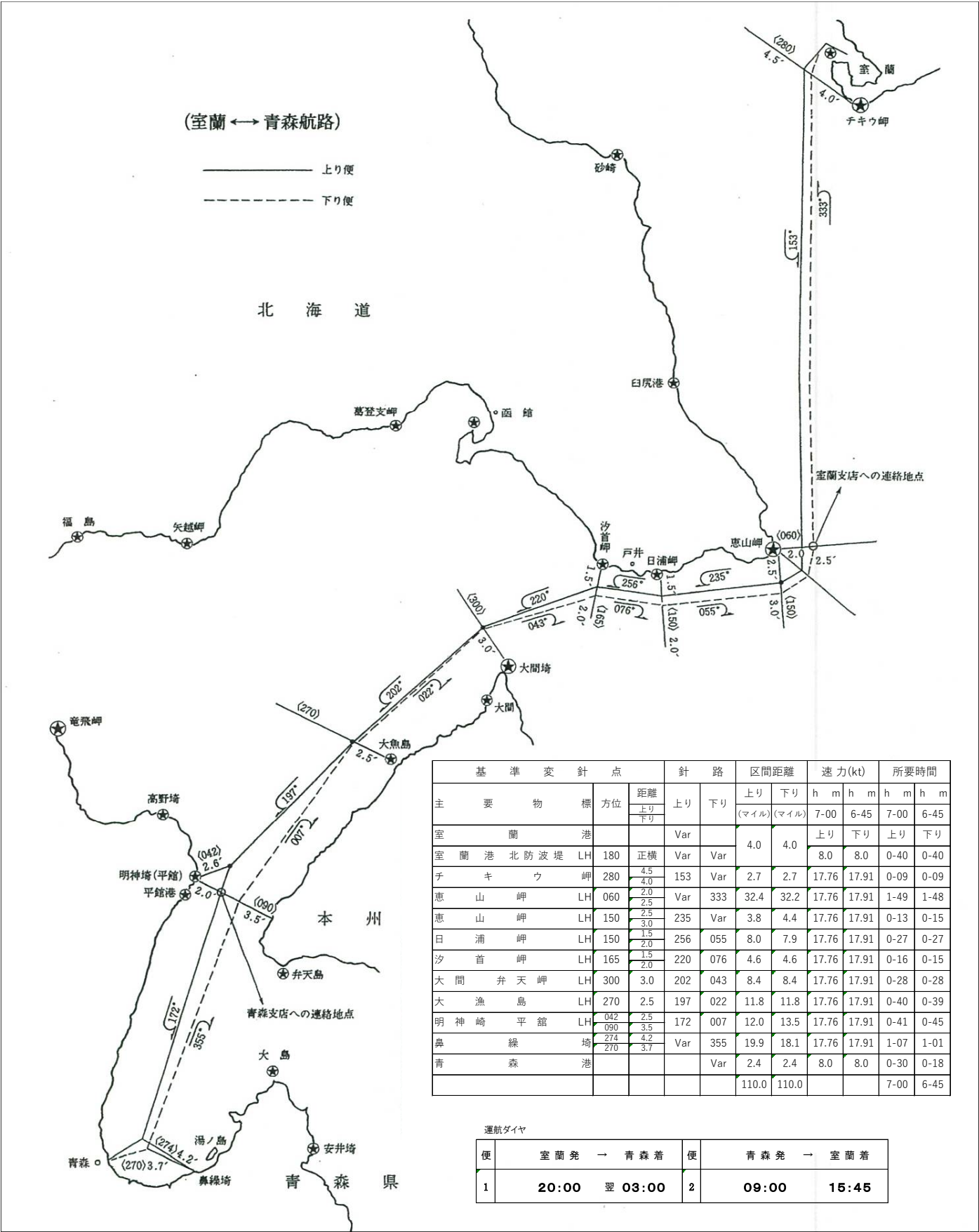
< 自然災害等・指定避難所 >

【避難先 (Evacuation area)】

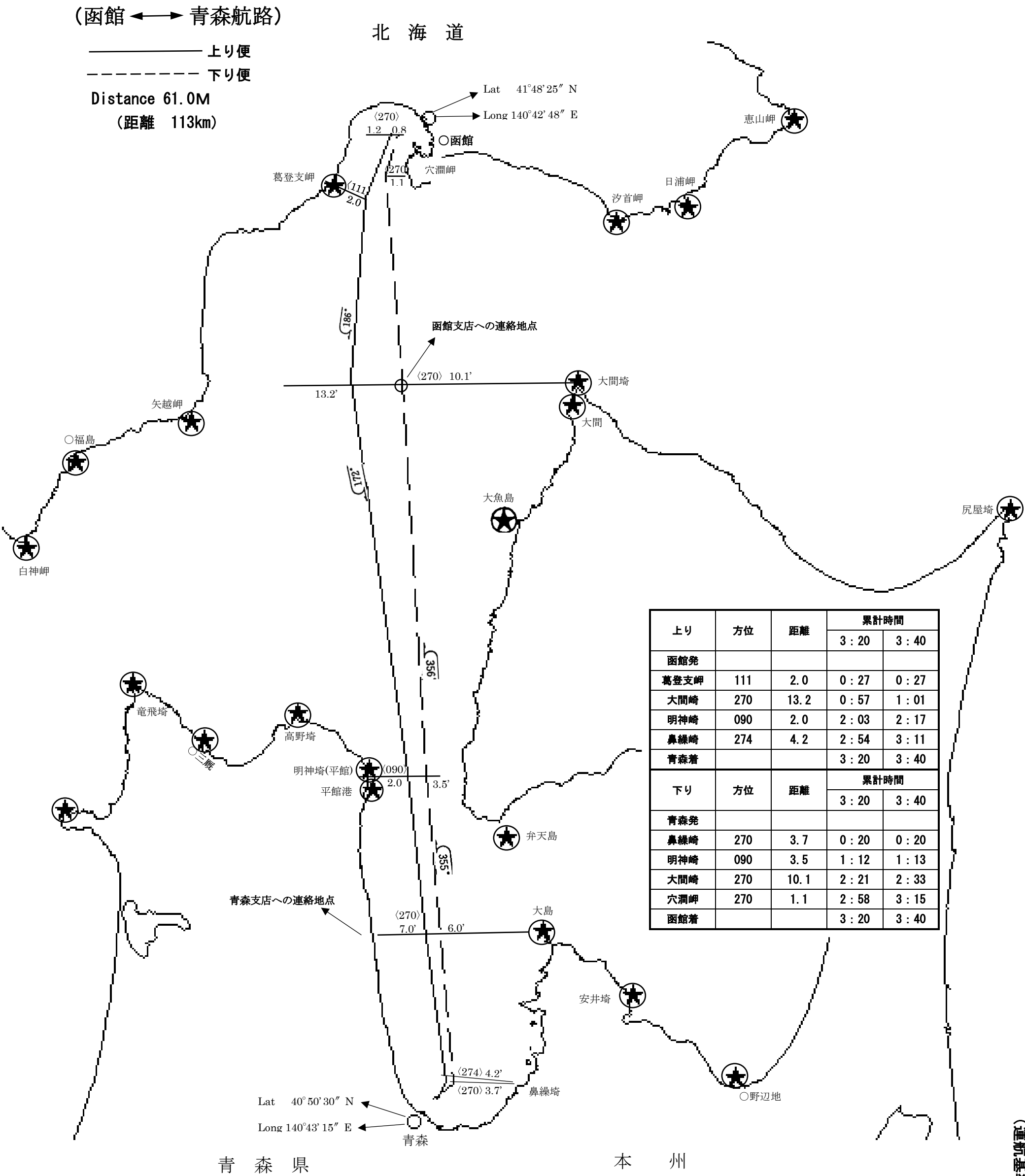
港中学校



航路図 (運航基準図)



津軽海峡フェリー運航基準図



青森県
本州